

山形市建設工事に係る共同企業体実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市契約規則(昭和39年市規則第18号、以下「規則」という。)
第33条の規定により、建設工事に係る請負について、共同企業体を相手方とする必要がある場合の基準その他必要な事項について定めるものとする。

(適用)

第2条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、規則、山形市工事指名競争入札参加者審査委員会規程(昭和43年市訓令第7号)、工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程(昭和57年市告示第35号、以下「格付規程」という。)、指名競争入札に参加する資格について(昭和39年市告示第20号)及び山形市工事請負業者指名停止要綱(平成7年4月1日施行)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象工事)

第3条 共同企業体に発注する建設工事(以下「対象工事」という。)は、地元業者の育成、受注機会の増加、工事の規模及び技術水準の向上等を考慮し、山形市工事指名競争入札参加者審査委員会(以下「指名審査会」という。)の審議を経て市長が定めるものとする。

(共同企業体の構成)

第4条 共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)は、次の各号に定める要件を備えたものでなければならない。

- (1) 各構成員が、当該年度の山形市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に記載されていること。
- (2) 構成員の数が原則として3社以内であること。
- 2 共同企業体を構成する場合、一つの構成員は、同一工事について2以上の共同企業体を構成することはできない。
- 3 共同企業体は、各構成員相互に技術、人員、機械、資本等を総合提供し合うことにより、当該工事に適合した能力と円滑な施工を期待できるものでなければならない。
- 4 共同企業体の施工方式は、共同施工方式とする。ただし、この方式によりがたいと市長が認める場合には、別に定めるものとする。

(構成員の出資の割合)

第5条 共同企業体の各構成員の出資の割合については、市長が定めるものとする。

(指名予告)

第6条 市長は、対象工事について、あらかじめ工事名、工事場所、工事内容、工期及び共同企業体入札参加資格審査申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)の受付期間等必要事項を予告するものとする。

- 2 前項の予告は、指名審査会が名簿に記載された者のうちから選定した者に対して別記様

式第2号により通知するものとする。

- 3 第1項の予告は、申請書受付開始3日前までに行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(申請書の提出等)

第7条 資格審査申請をしようとする共同企業体は、申請書に次の各号に定める書類を添えて、受付期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 共同企業体経営規模等総括表(別記様式第3号)
- (2) 共同企業体協定書(別記様式第4号)
- (3) 委任状(別記様式第5号)
- (4) 各構成員の印鑑証明
- (5) 各構成員の経営事項審査結果通知書(写)
- (6) その他市長が指示する書類

2 共同企業体は、任意の組合せにより結成するものとする。

3 第1項の受付期間内に共同企業体を結成できない者は、その旨を書面により市長に報告しなければならない。

4 前項の書面が提出されないときは、入札の参加を希望しないものとみなす。

5 共同企業体の数が当初の予定数に満たないときは、共同企業体の補充をすることができるものとする。この場合において、当初結成できなかった者を選定しないものとする。

(入札参加資格審査等)

第8条 市長は、前条の規定により共同企業体から申請書が提出されたときは、書類審査のうえ受け付けるものとする。

2 指名審査会は、第4条及び格付規程第3条に規定する総合評点により行なうものとする。ただし、この場合における総合評点は、各構成員の総合評点の和とする。

(入札参加の範囲)

第9条 共同企業体と単独企業を同時に指名することができるものとする。ただし、共同企業体の構成員を単独で同一の工事に指名することはできないものとする。

2 指名競争入札に参加できる共同企業体の数は、指名審査会において決定するものとする。

(指名の通知)

第10条 指名競争入札に参加させると認定された共同企業体に対する入札参加の通知は、共同企業体の代表者たる構成員(以下「代表者」という。)に行うものとする。

(一般競争入札)

第10条の2 対象工事を一般競争入札に付する場合の入札手続等については、第6条から前条までの規定にかかわらず、山形市条件付き一般競争入札実施要綱(平成8年4月1日施行)に定めるところによるものとする。

(入札書等)

第11条 入札書及び請求書等には、共同企業体の名称及び代表者の氏名又は代理人の氏名

を記入し、使用印鑑届をした印鑑を押印しなければならない。

- 2 電子入札システム(規則第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。)により入札を行う工事にあつて、前項及び第10条の2に掲げる手続等を電子入札システムにより行う場合は、共同企業体は、代表者の電子証明書を使用して共同企業体名により行うものとする。

(請負契約書)

第12条 共同企業体と締結する工事の請負(以下「請負工事」という。)に係る契約書、仮契約書及び変更契約書(以下「契約書等」という。)は、次の各号に掲げる事項によるほか、市が単体の企業と締結する請負工事に係る契約書等に記載する事項の例による。

- (1) 受注者の所在地、名称等の表示

受注者 所在地 (代表者である企業の住所)
商号又は名称 ○○・○○建設工事共同企業体
氏 名 (代表者である企業名)
(代表者である企業の代表者職氏名) 印

- (2) 共同企業体の構成員

構成員 所在地 (代表者である企業の住所)
代表者 商号又は名称 (代表者である企業の名称)
代表者名 (代表者である企業の代表者職氏名) 印
構成員 所在地 (構成員である企業の住所)
商号又は名称 (構成員である企業の名称)
代表者名 (構成員である企業の代表者職氏名) 印

- (3) 契約書等前文に、代表者及び構成員が共同連帯して工事を履行する旨の表記

「代表者及び構成員は、別紙○○工事共同企業体協定書により共同連帯して履行するものとする。」

- (4) 共同企業体に関する特約条項

「発注者は、工事の監督、請負代金の支払等この契約に基づく行為については、全て代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。」

(代表者の機能)

第13条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(適正な施工の確保)

第14条 共同企業体は、各構成員相互の信頼と協調のもとに、この要綱及び協定書の定めるところにより、当該工事を共同の責任で円滑かつ適正に施工するものとする。

(存続期間)

第15条 共同企業体の存続期間は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事を請負うことになった共同企業体は、当該契約の履行後3ヵ月を経過するま

で。

(2) 建設工事を請負わない共同企業体は、当該工事の請負契約がされた日まで。

(構成員の責任)

第16条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の脱退又は破産に対する措置)

第17条 共同企業体の構成員のいずれかが工事途中において脱退し、又は破産した場合は、残存する構成員において当該工事を完成させるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 共同企業体は、解散後においても、当該工事の契約不適合について共同連帯してその責に任ずるものとする。

(保証金の減免)

第19条 構成員の全部又は中心となる構成員が山形市契約規則第5条又は第8条の規定に該当するときは、入札保証金又は契約保証金を減免することができるものとする。

附 則

この要綱は昭和60年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（共同企業体入札参加資格申請書）

※受付番号

年 月 日

山形市長 様

共同企業体所在地
申請者 共同企業体名称
(代表者)
申請者氏名

山形市共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日付で通知のありました工事の入札に参加いたしたく、共同企業体を結成しましたので、別紙書類を添えて申請いたします。なお、この申請書及び添付書類のすべての事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

共同企業体 名 称	
構 成 員 (代表者)	所 在 地 電話 商号又は名称 代 表 者
構 成 員	所 在 地 電話 商号又は名称 代 表 者
	所 在 地 電話 商号又は名称 代 表 者

様式第2号（共同企業体構成員の選定通知）

住 政 第 号
年 月 日

様

山形市長

共同企業体構成員の選定について（通知）

このたび、下記の工事について、貴社を共同請負方式により請負う者として選定しましたので、共同企業体を結成のうえ、資格審査申請書を提出してください。

記

工 事 名	別添共同企業体構成選定業者表のとおり。
工 事 場 所	別添共同企業体構成選定業者表のとおり。
工 事 概 要	別添共同企業体構成選定業者表のとおり。
選 定 業 者	別添共同企業体構成選定業者表のとおり。
結 成 方 法	別途指示のとおり。
協 定 方 法	共同施工方式(甲型)による。
出 資 割 合	別添共同企業体構成選定業者表のとおり。
資 格 審 査 申 請 書	別途指示のとおり。
申 請 書 受 付 日	年月日()時から時まで
受 付 場 所	山形市役所階室

共同企業体経営規模等総括表

受付番号	※記入しないで下さい		共同企業体の名称	
工事種別	構成員名及び直前2年間の平均完成工事高			
	代表者	構成員		計又は平均
工事	千円	千円	千円	千円
その他の工事	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円
自己資本額	千円	千円	千円	千円
職員数	人	人	人	人
工事	総合評点（P）	点	点	点
	技術職員数	人	人	人
		人	人	人
		人	人	人
	評点（Z）	点	点	点
経営状況分析得点（Y）	点	点	点	点
その他評価項目評点（W）	点	点	点	点
経営年度	年	年	年	（四捨五入）年

※ ・ 年度競争入札参加資格申請時に提出した内容により記入すること。

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 山形市発注に係る _____ 工事
（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____ 建設工事共同企業体
（以下「当企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後
3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____

（許可番号 _____ 許可年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

許可業種名 _____)

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____

(許可番号 _____ 許可年月日 _____年____月____日

許可業種名 _____)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 _____銀行_____店とし、
代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えるものとする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を、控除して返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当を行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであった場合は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外_____社は、上記のとおり_____
_____建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠として
この協定書_____通を作成し、それぞれに構成員が記名捺印し、各自1通を保有するとともに、1通を山形市長に提出するものとする。

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

印

所在地

商号又は名称

代表者名

印

委 任 状

年 月 日

山形市長 様

共同企業体の名称 _____ 建設工事共同企業体
共同企業体所在地 _____
構成員商号又は名称 _____
代表者名 _____

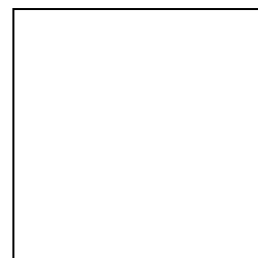
私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、山形市との契約について、次の権限を委任します。

委任事項

- 1 見積り及び入札に関する事。
- 2 契約に関する事。
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事。
- 4 支払い金の請求及び領収に関する事。
- 5 支払期日のきた利札の請求及び領収に関する事。
- 6 復代理人の選任に関する事。

受任者	所在地	_____
共同企業体	商号又は名称	_____
代表者	代表者名	_____

受任者使用印鑑



様式第6号（共同企業体建設工事請負仮契約書）
【平成29年4月1日廃止】

様式第7号（共同企業体建設工事請負契約書）
【平成29年4月1日廃止】

様式第8号（共同企業体契約変更書）
【平成29年4月1日廃止】

様式第9号（共同企業体編成表）
【平成29年4月1日廃止】